

行政処分 of 主な指摘とその対応状況

2018.11.22

	主な指摘項目	対応状況
1	原前代表による私的費消の調査	<ul style="list-style-type: none"> ・6月の証券検査時に原前代表による私的費消を指摘された直後から社内調査を進め、9月末の行政処分後に改めて第三者の公認会計士を加えた調査委員会を発足して調査したところ、検査で明らかになった費消額830万円に加え、さらに30万円の費消が見つかりました。ただし検査前に弁済されており、利子を含めて6/27に全額弁済されております。
2	責任の所在の明確化	<ul style="list-style-type: none"> ・原前代表は、関連会社の持ち株をすべて解消し、8/17に全社の代表職を退き、会社とは一切の関係を断ちました。 ・ファンド社取締役の木下取締役、石上取締役、土屋監査役は、改善対応が落ち着いた時点で2019年3月を目処に退任の意向です。コンプライアンス責任者の菅沼は譴責処分を行います。
3	発生原因の究明	<ul style="list-style-type: none"> ・行政処分の後、金融業に詳しい弁護士を加えた業務改善委員会を設置し、ファンド社に限らず、おひさまグループとして原因を究明しました。 ・原因として、 「他の役職員は、自然エネルギー事業の先駆者である原前代表の理念に共感していたあまり、安易に原氏を信頼し、強く改革に踏み込めなかった」 「グループ本体の進歩社は、取締役会と監査役非設置会社であり、またファンド社の非常勤取締役も役割と責任が十分に明確ではなかった」 ということが判明し、その結果、内部牽制が不十分なものとなっていました。
4	経営管理態勢の再構築	<ul style="list-style-type: none"> ・グループ本体のおひさま進歩エネルギー株式会社の役員体制を強化しました。これまで原氏とその息子の二人の取締役でしたが、人員を一新し、社内取締役3名、社外取締役1名の取締役会設置会社とし、監査役も新たに設置し、河合弘之弁護士に顧問弁護士となっただきました。各ファンド事業会社(特別目的会社SPC)も、同様に取締役と監査役を一新しています。おひさまファンド社の役員体制も同様に変更する予定です。
5	複数名による資金移動	<ul style="list-style-type: none"> ・9月より会計担当を増員し、事業担当者、会計担当、社長が複数名関わって相互に確認する資金移動の実務フローを試行しています。また、資金移動後に別の取締役が資金移動全体を再確認することにしました。今後、試行内容を経理規程として定めて、事後の検証ができる形で運用していきます。
6	分別管理、区分経理の構築	<ul style="list-style-type: none"> ・ファンド社としてのこれまでの分別管理規程を、各ファンドの事業用口座を管理している進歩社の分別管理規程として修正し、営業者財産のための補助簿を新たに作成してファンド財産とは明確に日次で区分することにします。
7	出資者のみなさまへの適切な説明	<ul style="list-style-type: none"> ・9月末の勧告および行政処分を受けて、処分内容と事実確認についてご説明をお送りしました。ホームページでも合わせて公表いたしました。今後も、対応の進捗に合わせて適宜ご説明をまいります。 ・12月6日の14:00～および18:30～の2回、飯田市旧飯田測候所(弊社事務所)にて、本件についての説明会を実施いたします。ご予約は不要です。

上記の改善対応については、関東財務局への報告、ご指導をいただいております。対策実施の進捗についても、関東財務局に随時の報告をしながら進めてまいります。